※本案件は 2023 年 4 月 19 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公　示　日　：2023 年 7 月 5 日(水)
調達管理番号：23a00105
国　　名　　：キューバ
担 当 部 署　：キューバ事務所
調 達 件 名：キューバ国画像診断における病院のデジタル化促進プロジェクト（病院デジタル化運用促進）
適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担 当 業 務：病院デジタル化運用促進
（２） 格　　付：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2023 年 9 月上旬から 2024 年 3 月上旬まで
（２） 業務人月：現地　3.0 人月、国内　1.0 人月、合計　4.0 人月
（３） 業務日数：

・ 第 1 次 国内準備 11 日、現地業務　60 日、国内整理 2 日
・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務　30 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提　　出　　期　　限：2023 年 7 月 19 日(水)（12 時まで）

（４） 提　　出　　方　　法：電子データのみ

➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html
電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2023 年 7 月 28 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて ｜ JICAについて - JICA）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針　20 点
② 業務実施上のバックアップ体制　4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験　40 点
② 対象国又は同類似地域での業務経験　4 点

③ 語学力　16 点
④ その他学位、資格等　16 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	病院システム、デジタル化
対象国／類似地域	全途上国
語学の種類	スペイン語または英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：当国の入国の際に義務づけられている予防接種はありません。

6. 業務の背景

キューバでは 1959 年の革命以降、保健医療、教育、社会福祉など社会政策の拡充を重視し、特に保健医療分野は当国の最重要課題の一つとして国内の高度な医療サービス体制の確立に取り組んでいる。しかしながら、長きにわたる米国の経済制裁の影響により、外貨および物資不足、医療機材の整備・更新が適切になされておらず、機材の老朽化や交換部品の不足により機材が十分に機能していない等の課題が顕著となっている。また、平均寿命の延伸に伴う疾病構造の変化も加わり（死因の 1 位は心疾患（30.1%）、2 位はがん（28.1%）。感染症による死亡は全死亡の 1%（2019 年））、非感染性疾患への対応を含む保健医療体制の改善・強化が喫緊の課題となっている。このため、保健省は「がん国家戦略」を立ち上げ、がんの早期発見にも重点的に取組んでおり、そのため、適切な画像診断の重要性が高まっている。また、キューバ社会の情報化のための統合政策の一環として策定された「国家保健システムにおける情報通信技術（ICT）開発利用計画（2017-2021）」のもと、保健省は効果的な医療サービスの提供と効率的な病院運営に向けて ICT を活用した病院のデジタル化を推進しており、全国の病院で「ガレン・クリニカ」と呼ばれる病院管理システムの導入を進めている。画像診断に関しても従来のフィルム画像からデジタル画像による診断に移行するなど、臨床現場でのデジタル化が進んでいる。

これに対して、JICA は無償資金協力「主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画」（2016 年 9 月～2023 年 1 月）を実施し、全国の主要病院に病理診断用機材及び低侵襲手術に必要な機材に加え、医療画像診断システムのデジタル化に必要な機材を供与した。これに続いて技術協力プロジェクト「医療機材保守管理・がん早期診断能力強化プロジェクト」（2017 年 7 月～2021 年 1 月）を実施し、国立医療機器センターの技術者を対象にした医療機材の品質管理に関する能力強化や、画像診断医・病理医・腫瘍医・放射線技師を対

象にしたがん早期診断の能力強化のための支援を行った。

このような我が国の支援によってデジタル画像の作成や保管が各病院で実施できるようになり、診断技術の向上にも貢献している。

しかしながら、現状では、前述した米国による経済制裁の影響もあり、病院のローカルエリアネットワーク（LAN）を含む情報通信機器が更新されず、耐用年数を超えて使用されているケースも多い。また、LAN 接続されていないことで必要な診療部門から直接医用画像にアクセスできないことや、デジタル化された医用画像保存のためのサーバー容量やデータ管理方法が十分でないために比較診断ができないなど、診断の質や効率性に課題があることから、キューバ政府は我が国に対し、各病院での LAN やサーバーの整備に加え、キューバの病院の現状にあった医療サービスの質の向上に直接寄与する病院デジタル化を推進するための基盤の構築や人材育成のための技術協力事業の実施を要請した。

本事業は 2022 年 3 月に開始され、1 年目には、院内情報通信ネットワークアドバイザー専門家による支援の下、対象 5 病院の医療画像の効果的・効率的な活用を目的とした院内ネットワークのニーズ調査、ネットワーク機材の選定と調達支援、各病院への据付や日本の医療機関関係者による日本での病院のデジタル化の取り組みの共有を行った。一方で、効果的な医療画像の活用には、単に医用デジタル画像の共有だけでなく、医療カルテを電子化したうえで患者情報と個々の患者の画像が連携する形で運用する必要性が認識されたため、各病院にて患者情報を管理する PC 端末の整備も並行して進めている。2023 年 6 月現在、対象病院で画像診断に関わる部署でのネットワーク機材の敷設はほぼ完了し、保健省にて病院情報システム(HIS)や放射線科情報システム（RIS）の導入や導入後の研修を順次進めている段階である。PC 端末も一部調達が完了し、現在追加調達を行っている。なお、調達したネットワーク機材や PC 端末、既存のネットワーク設備は、日本や諸外国で一般的に使用されているものである。

また、プロジェクトでは医療画像に関わる病院のデジタル化を推進するための「病院デジタル化ワーキンググループ」も各病院で組織している。このワーキンググループは病院長、画像診断専門医（放射線科医、病理医等）、救急医、放射線技師、臨床検査技長、看護師、ICT 担当者/技師等によって構成され、整備されたネットワーク機材の適切な運用や、病院のデジタル化に関わるガイドライン作成を２年目の活動として行う予定である。

かかる状況をふまえ、本事業の 2 年目の主活動である「ネットワーク機材の適切な運用」や「ガイドラインの作成」、「本邦研修の実施」等の円滑な遂行を支援する「保健分野での経験と知見を有する病院デジタル化運用促進の専門家」を公示することとなった。本専門家は、病院システムの運用・使用経験を有していることが望ましく、加えて、ICT に関する一定の知見や経験があると尚よい。ま

た、本専門家には、他の医療機関の状況やニーズに関する情報収集、ならびに今後の事業に対する提言を行うことも求められている。

7. **業務の内容**

本業務従事者は、キューバ共和国保健省情報通信部をカウンターパート（以下「C/P」という。）機関とし、キューバ保健省および日本の無償資金協力にて画像診断デジタル化機材の供与を受けた全国主要病院の中からパイロット病院として選定した 5 病院を対象に、プロジェクト 2 年目の活動に際し、C/P やパイロット病院と円滑な活動・連携の促進を図りつつ、主に成果 2 と成果 3 に関わる活動を行う。

※プロジェクトが目指す成果：

1. 保健省情報通信部、対象県保健局、パイロット病院の画像診断における病院のデジタル化に係わる計画策定・実施管理能力が向上する。
2. パイロット病院において効果的な医用画像活用のための院内情報通信ネットワーク設備が最適化されている。
3. 画像診断における病院デジタル化推進に向けた基礎が構築される。

なお、対象パイロット５病院は下記の通りである。

- ハバナ県：ミゲル・エンリケス病院、ファン・マヌエル・マルケス小児病院、カリスト・ガルシア病院、マヌエル・ファハルド病院
- ピナール・デル・リオ県：アベル・サンタマリア病院

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2023 年 9 月上旬～9 月中旬）

① 既存の JICA 報告書（特に 1 年目の活動報告書や詳細計画策定調査報告書）、他ドナー報告書、キューバ共和国政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、キューバ共和国における病院のデジタル画像活用やネットワーク環境の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた医療分野における協力（特に「医療機材保守管理・がん早期診断能力強化プロジェクト」の活動）の概要を把握・分析する。

② JICA キューバ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ 本邦研修（一部）ならびに本邦研修の評価会に参加する。

④ 業務計画（西文）を作成し JICA キューバ事務所に提出する。（英文にて業務計画を作成の場合は、JICA キューバ事務所が別途傭上する英語⇔

西語の通訳者による翻訳を遠隔にて対応）

（２） 第 1 次現地業務期間（2023 年 10 月上旬～12 月上旬）

① 現地業務開始時に、JICA キューバ事務所、C/P 機関に業務計画（西文）を提出、説明し、承認を得る。

② 各パイロット病院において病院長、画像診断専門医（放射線科医、病理医等）、救急医、放射線技師、臨床検査技長、看護師、ICT 担当者/技師等によって構成された「病院デジタル化ワーキンググループ」を訪問、協議し、ネットワーク機材導入後のメンテナンス、運用面での課題を把握する。

③ 各パイロット病院において、ワーキンググループ主導のもとで作成される「病院情報通信ネットワーク保守管理マニュアル」作成の進捗管理を支援する。

④ 2023 年 10 月までの活動に関する本事業のモニタリングシート案（西文）の作成から保健省による承認までを支援する。

⑤ 本邦研修参加者による研修報告セミナーを保健省と企画し、その実施を支援する。

⑥ 保健省や PACS を開発している情報工科大学（Universidad de las Ciencias Informáticas (UCI)）、病院管理システムを開発している現地ソフトウェア開発会社の Softel、パイロット病院により実施される病院システムのユーザー向け研修に参加し、運用における課題やニーズを抽出する。

⑦ 「画像診断における病院デジタル化ガイドライン」の策定について、保健省とその内容の大枠や進め方について協議し、必要に応じて対象病院における調査や関係者とも議論の上、計画作成を支援する。

⑧ 本事業の詳細計画策定調査の実施時に収集された病院のネットワーク環境やニーズに関する既存の資料をもとに、「医療機材保守管理・がん早期診断能力強化プロジェクト」の裨益病院の中から保健省と JICA キューバ事務所と相談の上 3～5 病院を選定し、資料の分析および選定病院への訪問を通じ、画像情報の共有化の可能性を検討する。

⑨ 先の⑤の調査結果を現地調査結果報告書（西文）にとりまとめ、JICA キューバ事務所に提出する。

⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果と次回渡航時の活動について協議を行い、その結果もふまえ現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑪ JICA キューバ事務所に現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動

計画、次の派遣までに事務所が行うべきフォローアップ等について打ち合わせを行う。

（３） 第 1 次国内整理期間（2023 年 12 月中旬）

① 第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文及び西文）を JICA キューバ事務所および人間開発部に提出し、報告する。（英文にて現地業務結果報告書を作成の場合は、JICA キューバ事務所が別途雇上する英語⇔西語の通訳者による翻訳を遠隔にて対応。）

② 第 2 次現地派遣期間のために必要な情報、業務計画をワークプランに取りまとめる。

（４） 第 2 次国内準備期間（2024 年 1 月上旬）

① 業務計画（西文）を作成し JICA キューバ事務所に提出する。（英文にて業務計画を作成の場合は、JICA キューバ事務所が別途傭上する英語⇔西語の通訳者による翻訳を遠隔にて対応）

（５） 第 2 次現地派遣期間（2023 年 1 月中旬～2 月中旬）

① 現地業務開始時に、JICA キューバ事務所、C/P 機関、対象病院に業務計画（西文）を提出し、業務計画の承認を得る。

② 各パイロット病院において作成された「院内情報通信ネットワーク機器のメンテナンス・マニュアル」の運用を支援する。

③ 保健省による「画像診断における病院デジタル化ガイドライン」の進捗管理を支援する。

④ 対象病院において、本事業を通じて発現した医療サービスの効率化や裨益効果に関する情報を取りまとめ、保健省ならび JICA キューバ事務所と共有する。

⑤ 2024 年 2 月までの活動をとりまとめた本事業のモニタリングシート案（西文）の作成から承認までを支援する。

⑥ プロジェクトの進捗やニーズを踏まえ、PDM や PO の変更に関する提言を含む現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑦ 保健省や事業関係者と JCC を開催し、2 年目の活動の振り返りと課題の洗い出し、3 年目の計画を策定する。

⑧ 次年度以降の活動の提言や注意点を文書にまとめ、JICA キューバ事務所や保健省と共有する。

⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（西文）を C/P 機関、対象病院に提出し、報告する。

（６） 帰国後整理期間（2024 年 2 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA キューバ事務所および人間開発部に電子データで提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務計画（全体及び各派遣時）

- 各現地派遣期間中に実施する業務計画を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- 各現地業務期間前の段階で西文にて作成し JICA キューバ事務所へ提出、同事務所より JICA 人間開発部、C/P 機関へ電子データで提出する。

（２） モニタリングシート案（2023 年 10 月及び 2024 年 2 月）

・先方政府との事業に関する定期的なモニタリングのため、所定の様式に基づき、プロジェクトの活動の進捗や成果発現状況等を取り纏めたもの。

・西文で作成し、JICA キューバ事務所、C/P 機関へ電子データで提出する。

（３） 現地業務結果報告書

- 各派遣終了時。和文及び西文を JICA キューバ事務所、JICA 人間開発部、C/P 機関へ電子データで提出する。
- 第 3 次現地業務結果報告書（西文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。
  - プロジェクト終了に向けたキューバ共和国における病院のデジタル化、デジタル画像の活用に関する提言
  - 本事業の実施体制や必要な支援に関する提言

（４） 現地調査報告書（西文）

- 2023 年 11 月 30 日(木)までに JICA キューバ事務所および保健省に提出し、その内容を面談にて報告する。

（５） 専門家業務完了報告書（和文）

- 2024 年 3 月 8 日(金)までに提出。
- 現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA キューバ事務所および人間開発部に電子データで提出し、報告する。

※現地業務および国内業務にて作成する西文文書（業務計画、各報告書）

は 10. 特記事項③便宜供与内容に記載のとおり、JICA キューバ事務所にて英語から西語への通訳者を傭上し、同人による翻訳にて対応。(国内業務期間中においては遠隔にて対応)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版)」(以下同じ)」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html
留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。フランス経由等、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

７. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

なお、キューバ政府はワクチン接種済者については、到着後の隔離期間を義務付けていませんので、隔離期間を考慮する必要はありません。

② 現地での業務体制

本事業に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：便宜供与あり。

イ） 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、宿舎の予約を JICA キューバ事務所にて実施。

ウ） 車両借上げ：便宜供与あり。

エ） 通 訳 傭 上:便宜供与あり(必要に応じ翻訳(英語⇔西語)も担当)。
オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関、対象病院との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。その他については、現地における業務次第で適宜、JICA キューバ事務所から同行する。
カ） 執務スペースの提供：JICA キューバ事務所近くに執務スペース提供（ネット、印刷環境完備）

（２） 参考資料

① 本業務については、以下の公開資料をご参照下さい。
事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_2003768_1_s.pdf
キューバ国画像診断における病院のデジタル化促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046003.html
キューバ「国家保健システムにおける情報通信技術（ICT）開発利用計画（2017-2021）」
https://revinfodir.sld.cu/index.php/infodir/article/view/432/512

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」、「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」、「１年次の報告書」、および「ガレン・クリニカに関する資料」
イ）提供依頼メール
・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
・本　文　：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を

求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キューバ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上